

保護者の皆様へ

橋本市立高野口小学校  
校長 榊 洋史

## 気象警報発令時における児童の登下校について

平素は、本校教育に対しご理解ご協力をいただきありがとうございます。  
気象警報発令時等の対応を下記のとおりといたしますので、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 始業前

午前7時から始業時（8時20分）にかけて橋本市に「特別警報」や「気象警報」（暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪）のいずれかが発令されているときは、解除されるまで自宅待機とします。

また、すでに登校した児童については、安全を確保するとともに対応を一斉メールまたは電話でお知らせします。

#### ◇自宅待機となった場合

(1) 午前9時30分までに警報が解除された場合は、その日の時間割を用意して気を付けて登校させてください。弁当が必要です。

ただし、警報が解除されても、地域によって状況が異なる場合がありますので危険と判断される場合は、すぐに登校させず様子を見てください。

(2) 午前9時30分を過ぎても警報が解除されない場合は、臨時休業とします。

翌日の時間割等については、一斉メールまたは電話でお知らせします。

2 在校時、橋本市に『特別警報』や上記の気象警報が発令されたときは、学校で児童をお預かりし、一斉メールまたは電話でお知らせしますので保護者等で引取りをお願い

します。児童は、引取りが行われるまで保護します。（要保護者等確認票）

#### 3 震度5弱以上の地震発生時の児童の登校について

①児童が下校してから次の日の登校の時間までに、震度5弱以上の地震が発生した場合は、通常どおりの授業を行うかどうか学校から連絡があるまで自宅待機させてください。

②児童の登校、および授業等について午前9時30分までに学校から各家庭に連絡します。その際の指示に従ってください。なお、登校する場合は安全には十分に注意するようにしてください。また、午前9時30分を過ぎても学校から連絡がない場合は、臨時休業とします。

③地震の規模によっては通信手段が遮断されてしまう可能性があります。学校から連絡がない場合は、自宅待機および避難所へのすみやかな避難をお願いします。

④震度5未満の地震であっても、安全が確認できない場合は、自宅待機させてください。